

# CASBEE 評価認証業務手数料規程

大和不動産鑑定株式会社

## 第1条（趣旨）

このCASBEE評価認証業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、大和不動産鑑定株式会社（以下「大和鑑定」という。）が別に定める「CASBEE評価認証業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、大和鑑定が実施するCASBEE評価認証業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。

## 第2条（CASBEE評価認証手数料）

業務規程第19条に規定する手数料の額は、次表のとおりとする。

申請建築物の延べ面積	用途	手数料金額（消費税別）
10,000㎡未満	単一用途	100,000円
	複合用途	1用途増える毎に50,000円を上記金額に加算
10,000㎡以上 50,000㎡未満	単一用途	150,000円
	複合用途	1用途増える毎に75,000円を上記金額に加算
50,000㎡以上	単一用途	200,000円
	複合用途	1用途増える毎に100,000円を上記金額に加算

- 2 認証業務が効率的に実施できると大和鑑定が判断した場合は、前項に揚げる金額を減額して適用することができる。
- 3 認証業務を遂行するにあたり、特別の調査費用又は出張費等が生じた場合は、申請者の負担とする。

## 第3条（再評価手数料）

大和鑑定が評価認証の業務を行った建築物を再評価する場合は前条の表に記載する金額の70%とする。

## 第4条（再交付手数料）

大和鑑定が評価認証書を再交付する場合の手数は、1通につき、10,000円（消費税別）とする。

## 附則

この手数料規程は、2020年6月1日より施行する。